

令和4年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和4年1月11日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年1月11日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 17名
1番委員 榑 渕 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
9番委員 星 野 榮 一 10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎
12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好
15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 2名
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫
 - 5 議事録署名委員
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第5号 農地に該当しないことの証明願について
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)農地売買あっせん申出書（9月）の不調について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に14番原澤幸好委員・15番原澤章委員を

指名し議事に入る。

続きまして、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、担当でございます14番、原澤幸好委員のほうに現地の確認調査を行ってございまして、調査結果の報告をお願いいたします

14番委員

14番の〇〇地区担当の原澤です。よろしくお願ひします。

農地法第3条による申請事案の調査を行いました。令和3年の12月29日に〇〇さんと現地調査をしてまいりました。〇〇さんは〇〇の〇〇で、今後継者は別に住んでいるということでそれで、権利を取得しようとする本人の意思が確実に、今も耕作しているんですけども、それで、この脇に〇〇さんの家の前に田んぼがあるんですけども、それが1反3畝くらいかな、その脇に162㎡の〇〇さんの土地がある。これは以前からの畑で〇〇さんが耕作しています。それで、今回〇〇さんと〇〇さんが売買の契約を結んだので、何とか許可していただきたいと、こういうことです。申請の農地は〇〇さんのあれなものですから別に支障ありません。どうか皆様のご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいておりますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、許可相当と決定をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、4件です。
次のページをお開き下さい。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、最初に番号1番につきましては、本日担当の吉野委員、欠席でございますので、事務局のほうに調査結果の報告を提出いただいておりますので、その報告と説明をお願いします。

事務局

私のほうから吉野委員より、今朝ほど事案調査の結果につきましてファクスを頂きましたので、その内容について代読させていただきます。
まず、場所につきましては、主要地方道〇〇線を〇〇方面へ向かいますと、〇〇を過ぎ、〇〇にかかる橋を渡った先にあります〇〇というところになります。道路沿いには、申請人である〇〇の社屋も存在し、その社屋より南側に行った程近いところに申請地が位置します。周りは住宅が点在し、家庭菜園などに利用されている農地等もあります。1月6日木曜日、吉野委員により現地調査を行ったそうですが、現地の状況は現在雪に埋もれているような状況で、詳細はわからなかったそうです。また、譲渡人である〇〇さんは現在病院に入院しているため、電話により内容確認をさせていただいたそうです。〇〇さんにつきましては直接お会いして確認を取ったそうです。内容につきましては、転用理由のとおり資材置場として申請人が利用するに当たり、協力したいことで間違いなかったそうです。以上を踏まえまして、転用目的の確実性及び申請の面積の妥当性並びに周辺農地の営農条件への支障の有無、転用によって生じる付近の農地の作物の被害の防除、その他について懸案する事項は見当たりませんという報告でございました。
以上よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。
ただいま事務局より吉野委員から頂いた調査報告をいただいたわけですが、委員の皆様の方から質問あるいは意見がございましたらお願いします。
ないようでしたら、許可相当と決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
そのように決定をさせていただきます。
続きまして、番号2番みなかみ町相俣の件ですが、これについては10番の阿部均司委員のほうに現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果報告をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。
農地法第5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。
1月6日に高宮委員と現地調査をしまして、申請人、譲受人に確認をしてみました。場所なんですけれども、国道17号線の〇〇の信号から〇〇方面に50mぐらい入った場所にあります。申請地なんですけれども、周りは住宅に囲まれた中にあります。現在、申請地には倉庫が建っております。なぜ農地に建

物が建っているかと申請人に聞いたところ、事務局でも言っておりましたが、30年以上前に以前の借受人さんが倉庫をつくる時に、地元で農業委員がおりましたので、その方に相談をして行ったそうです。ですので、本人はもう手続が済んだと思っていたそうです。なお、倉庫の固定資産税も支払っていたため、宅地になっているものと勘違いしていたそうです。以上の観点から考えてみても、申請人が故意に建物を建てたとは思われませんので、寛大な処置をしていただければありがたいと思います。周辺農地は耕作している人はおりませんので、問題はありません。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しまして委員の皆さんのほうから質問、意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、許可相当と決定をしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号3番と4番なんですけれども、これにつきましては、〇〇の再開発というような形の事業になっておりますけれども、関連がございますので、一緒に審議を進めたいと思います。それで、始末書というか、これについては20年度の転用案件でございます。経緯とかそういうの含めて事務局のほうで説明を願います。

事務局

すみません、1点、先ほどの報告の中で、始末書の部分を言い忘れましたので、細かく申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〇〇の違反の経緯及び今後の利用についてということで〇〇より書類が提出されています。このたび〇〇は平成24年頃より当該申出地〇〇において、馬小屋及び馬場をはじめ、駐車場や遊具などを設置、利用してきたことを深くおわび申し上げます。当時は〇〇において農業委員会に対し、一連の話のみで全ての手続が済んだかと思ひ込み、その後の手続(農振法及び農地法に係る手続)を怠ってしまいました。また、それに対して観光商工課、農業委員会、農林課による適切な指導及び調整ができていなかったことが原因だと認識しております。今後〇〇及び〇〇は農振除外手続を進めるに当たり、当該地の農地転用も併せて行い、土地利用図に示させていただいた内容を基に、周辺農地の振興に資するような土地利用を進めてまいります。令和3年12月12日、〇〇、〇〇ということになります。よろしくをお願いします。

議長

事務局のほうから経緯などの説明をいただいたんですけど、この案件についての現地につきましては、私と本多偉男委員のほうで確認調査を行ったわけですが、本多委員のほうから調査結果の報告をお願いします。

12番委員

そうすれば、説明のほうをですね。旧県道と〇〇ですかね。そこから1kmくらい北のほうに通称〇〇と言われている道路を行った右側にある農地でございます。現在、今、始末書の発表されたんですけども、馬小屋とか、あとわら細工というんですか、それが展示されています。いずれにしても、〇〇の

重要ポイントで、観光客を誘致するというような観点から見ましても、地元の観光農園に大変重要な施設ではないかというように思われますし、いずれにしても、ちょっと手続が遅れたと問題のある案件なんですけれども、今後再利用する中で地域農業の発展に寄与するものになるんではないかというように考えられますので、農用地区後、協議をお願いできればというように考えています。

同日、1月6日の日にですね、〇〇さんについては、ちょっと住居が遠いというようにもございまして、電話で確認をさせていただきました。それから、〇〇の関係ですね、それから、〇〇につきましても同日、現地のほうを確認して、ちゃんと整理するよというように確約も取ってございますので、ぜひその辺を踏まえて、ご協議をよろしくお願いできればと思います。

議 長

ありがとうございました。

この件に関しまして、経緯につきましては事務局のほうに説明をいただいたんでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

特にないようでしたら、許可相当と決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局のほうから説明をいただきました。

この件に関しまして委員の皆さんのほうから意見がございましたら。

特にないようですので、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

次は、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)でございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、33件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
一括方式でございますが、委員の皆様の方から意見がございましたらお願いいたします。
ないようですので、申請のとおり承認をしてよろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
では、そのように決定させていただきます。
次に、議案第5号 農地に該当しないことの証明願についてでございます。
事務局より説明を願います。

事務局 1ページをお開きください。
議案第5号 農地に該当しないことの証明願についてです。
農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求めらる。
1、別紙調書に記載のとおり。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明をいただきました。
本日、担当の吉野拓夫委員欠席でございますので、これにつきましての調査報告を事務局のほうにいただいておりますので、そのご説明をお願いいたします。

事務局 吉野委員欠席のため、調査についての報告を代読させていただきます。
これにつきましては、まず場所ですね。議案第4号において審議していただきました農地法5条の番号1の農地に近いところになります。現地調査も行ったそうなんですが、農地法5条の申請地と同じように、現地の状況は雪に埋もれていたため詳細は分かりづらいというところもあったんですが、関係者からの現地の写真、若干ちょっと雪が積もっているような写真なんですけれども、そういった資料や、また毎年実施している農地パトロールの状況においてはB分類とされ、遊休農地の状態であるということも踏まえまして、吉野委員においては致し方ないんではないかというような感じをされたそうです。
以上から、調査事項であります、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難かという質問に対しては、困難であるという結論になりましたということでございます。
以上、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいま報告をいただいたわけですが、本件につきまして委員の皆様の質問、意見ございましたらお願いいたします。

ないようですので、非農地証明交付の決定をいたします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

以上で議案を終わります。続きまして、協議・報告事項に移ります。

まず最初に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

22ページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

報告いただきましたが、委員のほうからご質問等ございましたらお願いします。

特にないようでしたら、申出のとおり受理をします。よろしくお願ひします。

続きまして、農地売買あっせん申出書(9月)の不調について、事務局よりお願ひします。

事務局

協議・報告事項(2)農地売買あっせん申出書(9月)の不調についてでございます。

12月定例会で急遽、再度調整をさせていただく旨の報告をさせていただきましたあっせんの申出の件でございます。

受け手となります相手方の発生がありまして、再調整をさせていただきましたが、希望の面積、金額等々で折り合いはつきませんでした。12月13日、調整委員と協議の上、合意に達せず、不調とするということで決定をさせていただきましたことをここに報告いたします。今後、速やかに不調の通知を発送いたします。

よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様から何か質問、意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、そのようにいたします。

続きまして、協議・報告事項につきまして事務局のほうから何かございますか。

事務局

ございません。

議長

そうすれば、協議・報告事項を終了させていただき、本日の議事を全て終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時09分〕